

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成26年度 諮問受理第177号	平成26年12月2日 付け大福祉第2958号	平成26年10月23日	大情審答申第315号は、在特会「ヘイトスピーチ」の因果至り、「ヘイトクライム」明白の理由説明書の為、「政府官報号外第135号（S・40・12・18）」「特別永住者は、日本人と同等扱い」見解」（政令）否認至る法令違反否定求める。	福祉局保護課	平成26年11月6日付け大福祉第2631号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反（自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件） 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。（＝大健こ第411号H26・10/22）法律第123号（ICD-10コード基準）当局見解の否認は、不法行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「特別永住者と日本人を生活保護制度上同様に扱うとした見解を否定する法令又は公文書の請求」であると解し、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成26年度 諮問受理第201号	平成27年1月6日 付け大総務第e-311号	平成26年10月23日	条例上「速やかに」は、常識範囲を定義する（社会通念上次元）が、大個審答申第57号等の数年要すもの、早急に答申下ルもの、等「差異有」、特別の事由分かるもの求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月6日付け大総務第e-239号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成26年11月14日	答申事案（審査会・審議会）の整合性計れば、迅速に適宜対応可能の為、市民の最善の利益尽くす、又、最大の努力尽くす行政業務より、年数要すもの H20・3/26の6・7追記事項押印する医師指導「可」をCW発行（例） 「不利益」・「損害」等々のH20～H26の6年要す適否争う事案例示。 答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」（法律第123号見解「ICD-10コード」規定等欠く）不件 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市個人情報保護審議会において、不服申立て事案に係る答申に至るまでの審議に要した期間が異なっていることから、審議期間に差異がある理由の分かるものを求めるもの」であると解し、本市では、審議期間に差異がある理由について記載した公文書は存在しないため、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成26年度 諮問受理第204号	平成27年1月7日 付け大生総第190号	平成26年10月23日	生野区役所総務課は、疎明資料「社援第2458号」不件より、○○職員（生活支援）を適法満なし、「処分不要」理由求める。（大生支第470号「不非開示」件H22・2/17基づき、2/19「全面謝罪（市民の声No.1101-11587-001-01）」水掛論作る為、色々主張大生総第145号件・大生保生第713号件は、「スケープゴード」必至浮上）	生野区役所総務課	平成26年10月30日付け大生総第153号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件、「大健福第6290号」不件、「大生保生第574号」不件、大情審答申第349号「大生保生第902号」不件、「大生保生第1085号」公件、等々の否認続行の職員 大個審答申第55・56・57・58号・60号・62号「各件」等々の整合性欠く。 個人情報保護条例違反（自立支援医療取り扱い欠く「異議申立人」件） 市内の「整合性欠く」根拠は、大健こ第258・145・580・311号「不」件等々有。（＝大健こ第411号H26・10/22）法律第123号（ICD-10コード基準）当局見解の否認は、不法行為。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「○○職員への処分を不要とする公文書を求めるもの」であると解し、特に当該職員を処分するに足る事実が存在しないことから、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
4	平成26年度 諮問受理第207号	平成27年 1 月 8 日 付け大生保生第 1373号	平成26年 9 月11日	大生保生第713号「公却（補正依頼 じず、特定不可）件は、○○「記 載」する補正依頼不可は、常識範 囲。法律は、「一般常識」次元（社 援保発第0330001号 - - 4(2) イ でも明示有）より、大生保生第443・ 445号「26 - 90決定の考え方」記載す る「自己流解釈や誤解」主張（○ ○）根拠求める！	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 9 月22日付け大 生保生第812号 不存在 による非公開決定	請求に係る公文書については作成又 は取得しておらず、実際に存在しな いため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22．2 / 17）以降、市 民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01 （区見解）の相違具体的明確なH19．10 / 7「医療要否意見 書」主張示すもの 但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」 決定事項「大生保生第811号」部公件有。 大情審答申第272号調査資料別表 1・2「大生支第113号」不 件 生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性 欠く」、矛盾山散。「I C D - 10」相違。 大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件 相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開） 「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第 4 号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらし」(冊子) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大生 保生第443号及び445号開示決定通知書に係る『自己流解釈 や誤解』主張(○○)根拠』を求めるもの」であると解し、 各決定については特定の公文書に基づいてのものではなく、 総合的な判断のうえで決定していることから、該当する公文 書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないこと から、(か) 欄に記載の決定を行った。
5	平成26年度 諮問受理第209号	平成27年 1 月 8 日 付け大生保生第 1377号	平成26年 9 月19日	大生保生第862号「公」件の不服申立 て行う為、再請求する。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年 9 月30日付け大 生保生第835号 公開決 定	大阪市公文書検索システム上の簿冊 目録詳細参照画面の写し（「権利の 濫用」を理由として却下決定を行っ た決裁が格納されている簿冊分）	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22．2 / 17）以降、市 民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01 （区見解）の相違具体的明確なH19．10 / 7「医療要否意見 書」主張示すもの 但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」 決定事項「大生保生第811号」部公件有。 大情審答申第272号調査資料別表 1・2「大生支第113号」不 件 生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性 欠く」、矛盾山散。「I C D - 10」相違。 大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件 相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開） 「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第 4 号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらし」(冊子) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成 25年10月22日付け大生保生第862号公開決定通知書により公開 決定した公文書の再請求」であると解し、(き) 欄に記載の 公文書を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
6	平成26年度 諮問受理第226号	平成27年 1 月27日 付け大市民第796 号	平成26年11月14日	外国人住民投票権の分かるもの、知 るもの、或いは、検討等理解出来る もの、求む。（大阪市外国籍住民施 策基本指針（平成16年 3 月）中の外 国人住民投票権にかかる記載を除 く）	市民局人権企画課	平成26年11月28日付け大 市民第641号 不存在に よる非公開決定	当該外国人の投票権について、具 体的に業務が生じたことがなく、ま た、当該業務の所管も定めがなく、 従って、当該公文書をそもそも作成 又は取得していないため。	平成26年12月22日	憲法第14条「平等権」、13条「人格権」「幸福追求権」「公 共の福祉」特例法等々 日本国憲法「第 3 章（何人もと解す る）」人権事項規定 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、大阪市人権尊重 の社会づくり条例、地法自治法、等々 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「外国 人住民投票権の分かるもの、知るもの、或いは、検討等理解 出来るもの」についての公文書であると解したが、外国人住 民投票権にかかる事務等が大阪市に生じておらず、「大阪市 外国籍住民施策基本指針」（平成16年 3 月）の「第一章 外 国籍住民をめぐる状況」の中に、永住外国人の地方参政権や 投票権等の全国的な現況に触れている部分を除き該当する公 文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないこ とから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
7	平成26年度 諮問受理第232号	平成27年 1 月30日 付け大総務第151 号	平成26年11月28日	総務局は、大総務監第54・55・56号 「調査資料」通知書 A 開示する「通 報についての連絡（通院が無い為、 自立支援医療の申請手続き不要）」 否定する情報公開 G 「 H25 . 3 / 21 」記者会見容認している人事担当 (○ ○ ・ ○ ○) 理由求める。	総務局総務課	平成26年12月12日付け大 総務第117号 不存在に よる非公開決定	当該公文書を作成又は取得しておら ず、実際に存在しないため。	平成26年12月22日	情報公開制度は、事務事業の適否判断せず（答申第345号 - 第 5 - 5 ）。 「平成26年度個人情報の適正な取扱いに関する研修」資料 上、大阪市の個人情報保護体制は、総活個人情報保護管理者 （総務局長）、と有る為、総務局責務示す。 大個審答申第57号 - 第 5 大総務第 e - 240号「公却（特定不 可）」件 「補正依頼」の請求事項は、趣旨理解する能力欠く全りに も、個人情報否定激しい。 大政第249・329・330・400・401号「市民の声」H21～23年度 回答類からの抜粋した回答等の整合性欠く大総務第 e - 267号 「開却（特定不可）、e - 64号「開却（特定不可）」、e - 65・e - 107・e - 108号「開却（特定不可）」件等々有。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨を「生野区役 所が行った権利濫用を理由とする公開請求却下決定につい て、平成25年 3 月21日に、政策企画室市民情報部公開制度等 担当（現、総務局行政部行政課（情報公開グループ））が市 政記者クラブの共同取材を受けたことについて、総務局行政 部総務課の人事担当が容認している理由が記載された公文書 を請求している」と解したが、該当する公文書をそもそも作 成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄 に記載の決定を行った。
8	平成26年度 諮問受理第234号	平成27年 2 月13日 付け大平生第1237 号	平成26年 7 月 9 日	平野区生活支援の「収入申告書」類 に、「銀行カードローン」資料を判 断するもの、又は、判断出来るも の、求める。（生活保護のしおり参 照）	平野区役所生活支 援課	平成26年 7 月23日付け大 平生第384号 公開決定	生活保護関係法令通知集（平成25年 度版）279ページ「生活保護法施行細 則準則について（申請書）第 5 条第 1 項」及び293～295ページ「生活保 護法による保護申請書」	平成26年 9 月11日	処分の取り消しを求め、生活保護法第 1 条、個人情報保護条 例第 6 条収集の制限（第 6 条第 1 項関係）解釈・運用の手引 き等々 負債の収集が、生活保護相談・申請等の必要性不明から、本 件決定事項は、疑義有るものとする。「決定」の細則・準則 は、様式（作成）についてである。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活 保護の決定に際して負債（銀行のカードローン）内容を把 握・確認できるもの」であると解し、生活保護関係帳票で負 債事項の記入欄がある（き）欄に記載の公文書を特定して、 （か）欄に記載の決定を行った。
9	平成26年度 諮問受理第253号	平成27年 2 月26日 付け大生保生第 1636号	平成26年11月28日	生野区生活支援は、「社援第2051 号」不件否定出来るもの求める。 （当時は、「申請」物件が、延長の 為、消滅した） H25 . 4 月「転居」申請延長する 法律規定要す。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年12月10日付け大 生保生第1240号 不存在 による非公開決定	請求に係る公文書は作成又は保有し ておらず、実際に存在しないため	平成26年12月22日	申請当時（当日）は、申請拒否する○○職員を○○係長「受 理」指導。 申請の決定 1 ヶ月要す（延長）は、ケース記録票（浪速区移 管資料）有るが、理由欠く。 延長理由欠く、延長されている大生保生第151号「不非開示」 件有。（H25 . 5 / 14） ○○係長は、生野区生活支援○○職員共謀行為。（別添は、 弁護士の連絡件） 当時、転居申請の決定延長されており、○○係長へも苦情出 す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「社援 第2051号不存在による非公開決定通知書を否定できるものを 求めるもの」であると解し、実施機関としては特に当該非公 開決定通知書を否定する必要がないことから、該当する公文 書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないこと から、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
10	平成26年度 諮問受理第267号	平成27年 2 月26日 付け大生保生第 1664号	平成26年12月22日	生野区生活支援市民の声No.1001- 10150-001-01 (H 22 . 2 / 9) 回答 書 - 神経症で、自立支援医療の適用 の指導は、「精神および行動の障 害」についてご参考までにお示しい たします。記載する「精神および行 動の障害」求める！	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成27年 1 月 5 日付け大 生保生第1344号 公開決 定	自立支援医療の概要（厚生労働省 ホームページ） I D D - 10（国際疾病分類）第 5 章 精神および行動の障害	平成27年 1 月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第 4 条違反。 大政第 188号「答申第316号調査資料。 又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」（大情審答申 第272号調査資料別表 2 ）否定や大生支第470号「不非開示」 件（大健福第1918号「公」件見解）否認。 「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。 市民の声回答 類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・ 57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申 第69号「大生保生第399号」不承認理由（医師法第20条免除 は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援 第（3239）・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366 - 3・1825・2076・2138号「不」件相反する。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「厚生 労働省ホームページに掲載されている『I C D -10（国際疾病 分類）第 5 章 精神及び行動の障害』などを求めているも の」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、 （か）欄に記載の決定を行った。
11	平成26年度 諮問受理第272号	平成27年 3 月 3 日 付け大福祉第4186 号	平成26年12月22日	特別永住者（特例法 法律第71号） の取り扱い生活保護法第 1 条は、憲 法第 3 章「何人も解する」人権事項 規定が、生活保護が、外国籍準用扱 うのは、関係法令求める。	福祉局保護課	平成27年 1 月 5 日付け大 福祉第3315号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておら ず、実際に存在しないため	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。 「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例 等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号） 世界人 権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01 (H 26 . 11 / 21) 。 ○回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員 研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す 回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「外国 人に対し生活保護を準用する、憲法第 3 章に関する法令の公 開請求」であると解し、該当する公文書をそもそも作成又は 取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載 の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
12	平成26年度 諮問受理第275号	平成27年 3 月 9 日 付け大総務監第96 号	平成26年11月21日	公正職務審査会は、障害者総合支援 法（旧障害者自立支援法）違反を公 正と扱う理由求める。（対象外「神 経症」）生活保護法第 4 条違反す る生野区生活支援を公正扱う理由要 すH26・11・18「通報についての連 絡」は、答申否認	総務局監察課	平成26年12月 5 日付け大 総務監第77号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第 4 条違反。 法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20．3 / 26．○ ○CWは、想像（○○）・思い込み（○○）の発行」イ 件」（H24．1 / 27主張） 大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・ 354号・諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由 欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・ 1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・ 950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・ 27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・ 501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・ 809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号 「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨を「平成26年 11月18日付けの公正職務審査委員会審議結果の本人通知に係 る公正職務審査委員会審議資料のうち、公正職務審査委員会 が、生野区生活支援の行為が障害者総合支援法（旧障害者自 立支援法）に違反していることについて、公正であると認め る理由となる公文書を請求している」と解したが、当該本人 通知に係る公正職務審査委員会の審議においては、公益通報 制度としての調査その他の措置をとる必要が認められないと され、生野区生活支援の行為が公正であるか否かについて判 断していないことから、該当する公文書をそもそも作成又は 取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載 の決定を行った。
13	平成26年度 諮問受理第276号	平成27年 3 月 9 日 付け大総務監第97 号	平成26年11月28日	総務局監察部○○係長は、生野区生 活支援が、違法な取り扱いしていな い主張（11 / 21）するが、「神経 症」を自立支援医療扱う規定類欠く 大生保生第902号「不」件（大情審答 申第345号）否認するもの求める。 （事実否定するもの）	総務局監察課	平成26年12月12日付け大 総務監第80号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）する生活保護法第 4 条違反。 法令除く場合決定事項「大健福第6515号「H20．3 / 26．○ ○CWは、想像（○○）・思い込み（○○）の発行」イ 件」（H24．1 / 27主張） 大生保生第574・579・684・902号「不」件（答申第332・ 354号・諮問中、有） 生野区女性は、通院治療欠く元、「発行（医師指導）」理由 欠く。 大生保生第470・701・702・251・15・596・100・105・1260・ 1262・1440・106・635・636・860・897・903・912・935・ 950・1039・1113・1109・1243・1396・1397・1398・15・16・ 27・365・188・271・272・444・446・448・449・499・450・ 501・583・584・645・646・766・802・803・804・806・807・ 809・812・839・937・938・939・940・941・1066・1247号 「不非開示」件等々有。 大個審答申第55・57・58・60・62号有。 実施機関は、（え）欄に記載の公開請求の趣旨を「『神経 症』を精神疾患と扱って自立支援医療の適用が可能とする法 律の規定が存在しないことは、大情審答申第345号に記載の不 存在による非公開決定が妥当とされたことから明らかであ るにもかかわらず、請求者が持参した公正職務審査委員会審 議結果の本人通知の説明を平成26年11月21日に行った○○職 員が上記規定の不存在を否認する根拠となる公文書を請求し ている」と解したが、当該本人通知に係る公正職務審査委員 会の審議においては、公益通報制度としての調査その他の措 置をとる必要が認められないとされ、異議申立人に対する自 立支援医療適用の必要性について判断しておらず、また、○ ○職員も異議申立人に対する自立支援医療適用の必要性に関 する説明は行っていないことから、該当する公文書をそもそ も作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、 （か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
14	平成26年度 諮問受理第277号	平成27年 3 月24日 付け大総務監第 107号	平成26年12月 9 日	大総務監第54号「調査資料」に基づいた通院書 A の「情報得ず」「貴方からも聞いておらず」双方の条文規定求める。	総務局監察課	平成26年12月24日付け大総務監第83号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 1 月13日	障害者自立支援法（答申第272号）・大生保生第399号（障害者自立支援法 答申第69号）・大生保生第811号（17件一活「公」件の「自立支援医療（精神通院医療）の概要」を神経症扱う）・答申第316号調査資料・答申第345号（神経症扱う大生保生第1085号「公」件）、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件（各職分）理由等！ 疏明資料12点！ H22． 2 / 19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている。 ○職員（謝罪席不在）は、全面謝罪じゃありません（大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示（全面謝罪する記録欠く理由付け）、等々の○。○CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有。 大生支第469号・73号・218号「ケース記録票 H20． 3 / 31・ 4 / 1」（公文書類） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成26年12月 3 日付けの公正職務審査委員会審議結果の本人通知に係る公正職務審査委員会審議資料のうち、精神疾患に係る通院をしていないという情報を知らず、本人に確認もしないまま自立支援医療適用の可否を医療機関に照会した生野区生活支援の行為が障害者総合支援法（旧障害者自立支援法）に違反していない根拠となる法令規定が記載された公文書を請求している」と解したが、当該本人通知に係る公正職務審査委員会の審議においては、公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要が認められないとされ、異議申立人に対する自立支援医療適用の必要性について判断していないことから、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
15	平成26年度 諮問受理第278号	平成27年 3 月24日 付け大総務監第 108号	平成26年12月 9 日	公正職務審査会の判断が、監察部（総務局）職員免責示すもの求める。委員の判断は、地公法免除するもの。	総務局監察課	平成26年12月24日付け大総務監第84号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 1 月13日	障害者自立支援法（答申第272号）・大生保生第399号（障害者自立支援法 答申第69号）・大生保生第811号（17件一活「公」件の「自立支援医療（精神通院医療）の概要」を神経症扱う）・答申第316号調査資料・答申第345号（神経症扱う大生保生第1085号「公」件）、等々の答申有。 「権利の濫用」事案全件（各職分）理由等！ 疏明資料12点！ H22． 2 / 19「謝罪」巡る全面or一部の水掛論作っている。 ○職員（謝罪席不在）は、全面謝罪じゃありません（大生保生第258号・大生保生第766号「全面謝罪否定理由」不非開示（全面謝罪する記録欠く理由付け）、等々の○。○CW的確示す争い続ける。但し、通院欠く不知主張有。 大生支第469号・73号・218号「ケース記録票 H20． 3 / 31・ 4 / 1」（公文書類） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成26年12月 3 日付けの公正職務審査委員会審議結果の本人通知に係る公正職務審査委員会の審議において、公正職務審査委員会の判断により、監察部職員が、地方公務員法第32条に規定する『法令等に従う義務』を免除されたとしてその根拠が記載された公文書の公開を請求している」と解したが、当該本人通知に係る公正職務審査委員会の審議においては、公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要が認められないとされ、地方公務員法第32条の規定を免除することについて判断していないことから、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
16	平成27年度 諮問受理第15号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 39号	平成26年11月 5 日	行政不服審査法は、委員の権限から、「答申」対処考えるが、職員が、行政不服審査法第21号「補正の命令」下す権限示すもの求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月19日付け大総務第 e - 255号 公開決定	大阪市事務専決規程	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！ 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「本市が行政不服審査法第21条に基づいて補正命令を行うに当たっての職員の権限を示すものを求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
17	平成27年度 諮問受理第43号	平成27年 6 月24日 付け大市民第235号	平成27年 5 月 1 日	大阪市個人情報保護条例第69条「苦情の処理」（条例解釈運用手引：第85）の事例集等求める。（ただし、大阪市個人情報保護条例第69条第 2 項及び第 3 項に係る分）	市民局人権企画課	平成27年 5 月15日付け大市民第94号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	「苦情の処理」（条例第69条：個人情報保護条例解釈運用手引：第85の条例第69条関係）は、口頭・書面の形式問わず、苦情は制限されない。 職員（総務局・市民局・福祉局・政策企画室・生野区役所）は、「苦情」拒否した事実隠ぺいする、ねつ造・わい曲した偽証の面談強要等仮処分申立事件。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市個人情報保護条例第69条第 2 項及び第 3 項で事業者についての個人情報の取扱いにかかる苦情の処理について定めており、その苦情の申し出の処理に関する事例を集めた事例集等」とであると解し、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
18	平成27年度 諮問受理第51号	平成27年 7 月15日 付け大総務第 e - 93号	平成27年 5 月 1 日	大阪市個人情報保護条例第69条「苦情の処理」（条例解釈運用手引：第85）の事例集等求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 5 月15日付け大総務第 e - 15号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成27年 5 月25日	「苦情の処理」（条例第69条：個人情報保護条例解釈運用手引：第85の条例第69条関係）は、口頭・書面の形式問わず、苦情は制限されない。 職員（総務局・市民局・福祉局・政策企画室・生野区役所）は、「苦情」拒否した事実隠ぺいする、ねつ造・わい曲した偽証の面談強要等仮処分申立事件。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市個人情報保護条例第69条に係る苦情処理に関して事例を取りまとめたものを求めるもの」とであると解し実施機関は、条例第69条第 1 項に係る苦情処理に関わって取りまとめた公文書ををそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
19	平成27年度 諮問受理第52号	平成27年 7 月15日 付け大総務第 e - 95号	平成27年 4 月13日	情報公開 G の。○代理が、請求窓口対応する面会記録全部求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 4 月27日付け大総務第 e - 13号 公開決定	市民対応記録一覧	平成27年 5 月26日	個人情報保護条例解釈運用手引：第85（69条関係）、是正請求の関係事項等より、答申第272号の別表 1 及び別表の 2：答申第316号の資料（大政第188号）は、「精神障害者」示すものであり、「I C D - 10」（国の概要）：大生保生第811号（17件）、公文書の存否二転三転。 「矛盾」作る職員の不法行為。 答申第272・316・345・381号の事案は、公文書の存否二転三転。「神経症」規定の有・無は、判明欠く。「権利の濫用」（社援発第0330001号 - I - 4 (2) ア）は、大生保生第251号（実施機関理由説明書：大生保生第556号）は、法第50条 2 項否認より、「発行」回答不法行為。又、行政個人情報保護法第 8 条 1 項「法令に基づく場合」（ア）の省令レセプト（私の分）欠く。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「情報公開グループの。○課長代理の市民対応記録を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
20	平成27年度 諮問受理第61号	平成27年10月9日 付け大市民啓第59号	平成26年9月11日	市民局は、「社援第727号」第2・第7の反する作成「大市民第6121号」 。件が、「第7精神医療取扱要領」(大情審答申第272号調査資料別表1・2)を。弁護士との認識有ると示すもの、分かるもの求める。 (大生支第470号「不非開示」件有)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年9月25日付け大市民啓第82号 不非開示による非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年10月23日	生活保護法第4条は、旧障害者自立支援法・現障害者総合支援法の解釈する見解。 大生支第470号「不非開示」件(H22.2/17)否認する大市民第6121号「。件。(法律第123号相反関係)10/2総務課。必要なのは、欠いていない」回答有。(「不非開示」件多量する弁明。) 。弁護士相談記録票「大市民第6139号」・。弁護士回答書「は、「相当の理由」要す元、裁量権主張する回答。私の「レセプト」分からず回答示す記載「個人情報把握出来ず」回答。従って、「個人情報無く、個人情報主張」不法行為。 (大市民第6014号・6127号「不非公開」件 答申第332号) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公文書の公開請求の趣旨を「異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』について平成24年1月4日付け大市民第6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行ってきたものであり、本請求書においても弁護士の認識を求めるもの」であると解し、「自立支援医療適用に係る行政行為について」は、弁護士によって個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものとして示されていることから、実施機関は、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
21	平成27年度 諮問受理第62号	平成27年10月9日 付け大市民啓第60号	平成26年9月16日	市民局は、「弁護士相談(専門相談事業)」大市民第6016号「公」資料が、「専門家」明示でも、大市民第6127号「不非公開(解釈資料欠如)」件答申第332号承認から、「専門知識」を自立支援医療制度理解したもの求める!(6・7押印可のもの)	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年9月25日付け大市民啓第83号 不非開示による非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年10月23日	生活保護法第4条は、旧障害者自立支援法・現障害者総合支援法の解釈する見解。 大生支第470号「不非開示」件(H22.2/17)否認する大市民第6121号「。件。(法律第123号相反関係)10/2総務課。必要なのは、欠いていない」回答有。(「不非開示」件多量する弁明。) 。弁護士相談記録票「大市民第6139号」・。弁護士回答書「は、「相当の理由」要す元、裁量権主張する回答。私の「レセプト」分からず回答示す記載「個人情報把握出来ず」回答。従って、「個人情報無く、個人情報主張」不法行為。 (大市民第6014号・6127号「不非公開」件 答申第332号) 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公文書の公開請求の趣旨を「異議申立人の相談内容に対する弁護士見解をとりまとめた『自立支援医療適用に係る行政行為について』について平成24年1月4日付け大市民第6121号により開示を受けたものの、その開示内容を不満とし、その根拠となる文書の公開及び開示や上記開示文書の訂正・是正の請求を行ってきたものであり、本請求書においても弁護士の認識を求めるもの」であると解し、「自立支援医療適用に係る行政行為について」は、弁護士によって個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものとして示されていることから、実施機関は、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
22	平成27年度 諮問受理第85号	平成27年10月23日 付け大市民啓第91号	平成27年 1 月30日	公開条例第36条から、「提供」外の 非公開資料に、補正依頼は、6 条違 反。ましてや担当者(○○・○○・ ○○)に電話連絡済請求事項の為、 請求趣旨共有化の元、請求。次の大 市民啓第249・250・251・252号「却 下」は、公開拒否示すもの、再度、 地公法第29条「道義的責任」及び職 員基本条例第 2 章第 4 条「倫理規 範」等の研修資料求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 2 月10日付け大 市民啓第266号 不存在 による非公開決定	職員研修資料(人権問題研修)に は、請求の箇所を示す公文書は存在 しないため。	平成27年 2 月19日	生活保護法第 4 条実施欠く、同法第25条 2 項交付欠いている 異議申立人の「法令に基づく場合」の個人情報欠く為、市民 局の偽証行為。(大市民第6014号「不」件) 尚、通院欠く不相当な理由は、違反行為示す。(大市民第 6121号の日本語トラブル) 市民の声No.1410-20063-001-01 (H26 . 9 / 30) 法的根拠欠 く回答。 大生支第470号「不非開示」件 (H22 . 2 / 17) 否定するもの 欠く市民局。(大市民第6127号「不」件) 障害者自立支援法否認する本件。 弁護士と職員の医師法違 反事案(まとめ)(添付 9 点「不非開示」大生保生件)(医 療は、医師資格者のみ判断する規定で、嘱託医有)本件は、 個人情報保護条例第 7 条違反示す。(答申第272号) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公文書の公開請求の趣旨 を「人権啓発・相談センターが所管する職員研修資料(人権 問題研修)のうち『地公法第29条『道義的責任』及び職員基 本条例第 2 章第 4 条『倫理規範』等の研修資料』を求めるも の」であると解し、人権問題研修資料には、異議申立人が求 める上記の箇所についてはそもそも存在しないことから、該 当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在 しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
23	平成27年度 諮問受理第86号	平成27年10月23日 付け大市民啓第92号	平成27年 1 月30日	人権推進委員育成資料の「不法滞在 者」容認するもの求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 2 月10日付け大 市民啓第268号 不存在 による非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも 作成又は取得しておらず、実際に存 在しないため。	平成27年 2 月19日	大市民第6124号「公」件諮問関係。政府官報号外第135号(昭 和40年12月18日) 「不就学」は、不法滞在者の子ども示す市民の声回答。(刑 法示す) 刑法上不当の講師資料使用する市民局。 「義務教育諸学校における不就学及び長期欠席児童対策につ いて」文初中第371号 厚生省文児第188号・収婦第144号(昭和30年 9 月30日)文部 事務次官・厚生事務次官・労働事務次官通達。等の省令。 犯罪者容認不可。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公文書の公開請求の趣旨 を「平成25年 7 月23日に公開決定し、同年 7 月31日に文書の 閲覧及び写しの交付を行った『大阪市人権啓発推進員研修資 料 平成19・20・21・22・23・24年度分』のうち、『外国籍 住民の現状と地域における多文化共生について』をテーマに した研修資料において、非正規滞在者においても不就学児 童・生徒が存在する旨の記載があり、このことに対して、こ れまで不服申立人は『不法滞在者がそもそも通学できるのは おかしい』と抗議を続けており、上記研修資料において『不 法滞在者』を容認するものを求めるもの」であると解し、記 載内容に関する講師見解は、「オーバーステイではない正規 (外国人)登録されている場合でも、学籍がないまま放置さ れているケースもある。逆に、オーバーステイであっても現 場の判断で学校に通えている場合もある」とのことであり、 また、市民局が不法滞在者を容認したものでもなく、不法滞 在者に関する業務を所掌するものではないことから、該当す る公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しな いことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
24	平成27年度 諮問受理第94号	平成27年12月14日 付け大福祉第3312号	平成27年 1 月13日	公文書管理条例「説明責任を果たすための公文書作成指針」(H20. 5 総務局) 基づき、H26. 8 月～保健福祉委員会。○委員長へ説明した生野区問題「生野区女性」(異議申立人) の件求める。	福祉局保護課	平成27年 1 月23日付け大福祉第3527号 不存在による非公開決定	本件公開請求にかかる公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成27年 2 月 9 日	事実関係有・無不明。答申第272号に基づき、個人情報保護条例示す福祉局「大健福第6054・1098号」○件は、6・7 追記事由・理由有。(法的根拠「法令に基づく」) 委員会への釈明欠く。 ○委員長との、やり取り有・無不明な「不」件は、委員会否定や「指針」否認。又、「説明責任」は、市民に本来尽くすもの(義務) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「福祉局保護課の職員が○市会議員に対して異議申立人のことを説明した資料を求めるもの」であると解し、当該事実がなく、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
25	平成27年度 諮問受理第95号	平成27年12月14日 付け大福祉第3314号	平成26年 9 月19日	福祉局保護課は、大生保生第767号「不非開示」件(359号不非開示は、廃棄主張したとの○係長回答) から、給付意見書欠如する「針・灸」施術の発行可能規定求める。(保護課は?)	福祉局保護課	平成26年10月 1 日付け大福祉第2158号 公開決定	・「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年 9 月29日 社発第726号 厚生省社会局長通知) ・「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年 9 月30日 社発第727号 厚生省社会局長通知 第3 医療扶助实施方式 7 施術の給付)	平成26年11月21日	請求事項の「施術券」交付が、給付要否意見書欠く可能求めているのは、保護課(○係長) 認知している為、取り消し求める。 保存年限規定求めている。上記の趣旨とうりである。 (生野区生活支援は、実際存在しない理由「取得、又は、作成していない」である。) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の医療扶助にかかる給付要否意見書(施術) の保存期間がわかるもの及び給付要否意見書(施術) の発行にかかる規定を求めるもの」であると解し、(き) 欄に記載の公文書を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
26	平成27年度 諮問受理第96号	平成27年12月14日 付け大福祉第3316号	平成26年11月28日	福祉局保護課。○係長の「H25. 4 月当時「転居申請」延長は、実施機関判断」主張する根拠を「社援第2051号」不件否定するもの求める。	福祉局保護課	平成26年12月 8 日付け大福祉第3037号 不存在による非公開決定	「H25. 4 月当時「転居申請」延長は実施機関判断」については、「生活保護法第24条」に則り、「保護の実施機関は、申請による保護の開始及び変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない」と記述されているものであり、「社援第2051号」不存在非公開決定通知書を否定するものでもなく、当該公文書をそもそも作成しておらず、適正とするものは実際に存在しないため。	平成26年12月22日	申請当時(当日) は、申請拒否する○職員を○係長「受理」指導。 申請の決定1ヶ月要す(延長) は、ケース記録票(浪速区移管資料) 有るが、理由欠く。 延長理由欠く、延長されている大生保生第151号「不非開示」件有。(H25. 5 / 14) ○係長は、生野区生活支援○職員共謀行為。(別添は、弁護士との連絡件) 当時、転居申請の決定延長されており、○係長へも苦情出す。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪府が平成26年 8 月21日付け社援第2051号により行った不存在による非公開決定を否定する根拠資料を求めるもの」であると解し、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
27	平成27年度 諮問受理第112号	平成28年 2 月 5 日 付け大市民消費第162号	平成26年11月 5 日	消費者センターは、事業者規約「契約書」等欠く場合が、民法へ移行(大阪府消費者センターの消費者アドバイザー回答) する様だが、本市条例(所管) では、民法扱う形式か分かるもの求める。(事例は、「何の判断も無い」主張)	大阪市消費者センター	平成26年11月19日付け大市民消費第234号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成26年12月22日	地法公務員法第32・33条違反。大情審答申第332号別表1「理由説明書」は、「著しく」主張逆説する論調「19 - 1 - 248・19 - 1 - 322・19 - 1 - 383・19 - 1 - 495・20 - 1 - 36」有。市民サービス「最善の利益」欠く為、地公法第35条反す。整合性欠く。大阪市消費者保護条例第18条「著しく」規定は、消費者契約法勝らず、消費者保護法勝らず。大情審答申第332号別表1「何の判断もしていない」実施機関主張(こ) 有。 実施機関は(え) 欄記載の公開請求の趣旨を「大阪市消費者保護条例や関連法令に違反の疑いがある場合に民法を扱う根拠となる文書を求めるもの」であると解し、該当する公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名又は公開請求に係る 公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
28	平成27年度 諮問受理第116号	平成28年 2 月12日 付け大市民啓第 281号	平成26年 8 月19日	市民局は、憲法第13条「人格権」の 弁護士相談拒否した理由分かるもの 求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成26年 9 月 2 日付け大 市民啓第76号 不存在に よる非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも 作成又は取得しておらず、実際に存 在しないため。	平成26年 9 月18日	H26年 3 月～「人格権」弁護士相談依頼拒否は、市民の声請 求も回答拒否。 地公法第30・32条（医師法・行政不服審査法・生活保護法・ 障害者総合支援法等々） 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠 如）」件（H22． 2 / 17）以降の大市民第6121号「○○書 面」作成の法律責任は、○○職員に有る。 「神経症」を自立支援医療主張する○○。不相当な理由 「通院治療欠如」異議申立人の場合。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公文書の公開請求の趣旨 を「異議申立人が平成26年 6 月10日に『行政不服審査法』に 関して弁護士相談を受けた際、当該弁護士から『ご主張の内 容が十分理解できず、行政不服審査法に違反する対応がなさ れているかどうか判断できない』と回答されたことに対 し、異議申立人は、専門相談員が事前に弁護士と相談内容に ついて打ち合わせを行ったにも関わらず、その際の専門相談 員の説明が不十分であり、弁護士も準備不足であったとの主 張に基づき、専門相談員と弁護士とのその間のやり取りに関 する記録を求めているもの」であると解し、本市は専門相談 員が弁護士と事前にやり取りした記録は専門相談員から取得 しておらず、また、弁護士相談を拒否した理由が分かるもの を作成していないことから、実施機関は、該当する公文書を そもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことか ら、（か）欄に記載の決定を行った。

（注） 1 （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の決定時点における担当名としている。